

処理コード			
1210	01	1210	03
1210	02	1210	04

# 農業者年金経営移譲年金裁定請求書

00	(1) 請求年月日 (JA受付年月日)	令和	元号	年	月	日													
	(2) 農業者年金被保険者証の記号番号	記 号 番 号																	
	(3) 氏名	(フリガナ)																	
	(4) 生年月日	昭和	元号	年	月	日	※ 生年月日を確認できる書類の添付... <input type="checkbox"/>	(5) 性別	※性別欄の記載方法は自由です。										
01	× 基金記入欄	移譲	1	2	3	4	基金請求日	証書	保留										
10・12	(6) 住所	★住所地の市区町村符号		(フリガナ)															
		郵便番号																	
20	(7) 年金の振込を希望する金融機関 (注)	口座番号	1	※ 金融機関共同コード				口座番号	(8) 口座番号等確認欄										
		金融機関名	(フリガナ)	・農協・銀行・信漁連 ・信金・信組・労金				・本所・本店・出張所 ・支所・支店・店	(どちらかにチェックしてください) ・ご自身が通帳等の写しを添付しました <input type="checkbox"/> ・金融機関担当者において確認しました <input type="checkbox"/>										
30	(9) 経営移譲終了日	元号	年	月	日	(10) 基準日現在の農地等の面積 ((43),(44),(69)の合計)	(11) 加算付年金の請求ですか (該当する番号に○印)	1 加算付年金を請求する 2 基本額年金を請求する											
	× 基金記入欄	障害程度	レントゲン	障害種別	障害種別認定日	未支給請求者氏名カナ	線下												
		指定年月	加算	1 2 3	1 農地中間管理機構その他旧政令第8条2～5号に該当する者に処分した農地等 2 使用収益権を消滅させた農地等 3 土地収用法等によって収用等された農地等														
<p>(12) 線下げの希望欄</p> <p>◇線下げの申出をすることにより支給開始の年月を指定することができますが、年金は指定された年月からの支給になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始年齢を遅らせることにより高い年金額で受給しようとする場合は、支給の線下げを希望するの「1」を○で囲み、支給を希望する年月(1日生まれは誕生月当月、2～31日生まれは誕生月の翌月)を記入してください。希望年齢に応じた年金額になります。</li> <li>・支給開始年月は、60歳の誕生日の前日の属する月の翌月から65歳の誕生日の前日の属する月の翌月まで指定できます。</li> </ul> <p>◇支給の線下げは、受給権を有することとなった日(9)の日)から起算して1年を経過したときは、することができません。</p> <p>「1」・「2」のいずれかを○で囲んでください。</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>支給の線下げを希望する</td> <td>→</td> <td>平成・令和 年 月から</td> <td>「1」を選択した場合は、支給を希望する年月を記入してください。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>希望しない</td> <td>→</td> <td colspan="2">経営移譲した月の月末年齢の年金額で、その翌月から支給されます。</td> </tr> </table>										1	支給の線下げを希望する	→	平成・令和 年 月から	「1」を選択した場合は、支給を希望する年月を記入してください。	2	希望しない	→	経営移譲した月の月末年齢の年金額で、その翌月から支給されます。	
1	支給の線下げを希望する	→	平成・令和 年 月から	「1」を選択した場合は、支給を希望する年月を記入してください。															
2	希望しない	→	経営移譲した月の月末年齢の年金額で、その翌月から支給されます。																

(13) 障害の状態にある場合の経営移譲年金支給停止解除請求欄(政令で定められた障害の状態にある方が、60歳前から受給を開始するための欄です。)									
政令で定められた障害の状態にあるので、別紙診断書を添えて経営移譲年金支給停止の解除を請求する (解除請求する場合、請求するに○印を付けてください。)									
14	旧基金法第42条の2による請求の場合、夫婦合意による経営移譲	配偶者の氏名				配偶者の被保険者証の記号番号		配偶者の生年月日	
								昭和 年 月 日	
15	特定配偶者期間を有する請求者について(該当する番号に○印)	1 経営移譲年金への加算を選択する		死亡した配偶者の氏名		死亡した配偶者の被保険者証の記号番号		左の者の生年月日	
		2 死亡一時金を選択する (受給済みを含む)						昭和 年 月 日	
31	× 基金記入欄	特定移譲	配偶者記番・生年月日				再処分年月日		特定配偶
		配偶者記番・生年月日							

※JA記入欄			
※ 農林漁業団体統一コード			
種別	都道府県	団体コード	
TEL — —			
経営移譲年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明 <input type="checkbox"/>			
※ 受付印			

★農業委員会記入・確認欄			
★農業委員会の住所地符号			
都道府県	市区町村コード		
TEL — —			
経営移譲年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明 <input type="checkbox"/>			
★ 受付印			

×基金記入欄			
年金証書記号番号			
× 受付印			

(注) 郵便局での振込を希望する場合は、金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」と「振込用の店舗番号(3桁の数字)」を記入し、口座番号欄には「振込用の口座番号」を記入してください。

40	後継者に経営移譲した場合	(16) 氏名		(17) 生年月日			(18) 住所(請求者の住所((6)欄)と同一の場合は不要)					
				2 昭和	年	月	日					
				3 平成	年	月	日					
		(19) 性別	(20) 請求者との続柄	※続柄を確認できる書類の添付・・・□			(21) 農業従事年数・月数		(22) (9)欄の日の現在における国年種別		(23) 後継者名義の農地等面積	
男 1	1 長男 2 長男以外の息子	4 養子 5 孫	7 その他	1 通算	年数・月数	1 1号 3 3号			m <sup>2</sup>			
女 2	3 娘	6 直系卑属の配偶者		2 継続		2 2号 4 適用除外						
(24) 処分対象農地等の最初の処分年月日						(25) 処分対象農地等の最後の処分年月日						
3 平成 年 月 日						3 平成 年 月 日						
4 令和 年 月 日						4 令和 年 月 日						
41	特許に特定譲渡者に入合	(26) 農業に常時従事している		(27) (24) 欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の国年種別			(28) (25) 欄(処分対象農地等の最後の処分)の日に農業経営者となっている			(29) 特定短期被用者年金被保険者である		
		1 はい	1 1号 3 3号	1 はい	1 1号 3 3号		1 はい	1 1号 3 3号		1 はい	1 はい	
		2 いいえ	2 2号 4 適用除外	2 いいえ	2 2号 4 適用除外		2 いいえ	2 2号 4 適用除外		2 いいえ	2 いいえ	

42	第三者(個人)に経営移譲した場合	(30) 氏名		(31) 生年月日			(32) 住所						
				2 昭和	年	月	日						
				3 平成	年	月	日						
		(33) 処分対象農地等の最初の処分年月日						(34) 処分対象農地等の最後の処分年月日					
3 平成 年 月 日						3 平成 年 月 日							
4 令和 年 月 日						4 令和 年 月 日							
43	特許で譲渡者に記入	(35) 農業に常時従事している		(36) (33) 欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の国年種別			(37) (33) 欄(処分対象農地等の最初の処分)の日に農業経営者となっている			(38) 特定短期被用者年金被保険者である		(39) 農地所有適格法人の構成員等ですか	
		1 はい	1 1号 3 3号	1 はい	1 1号 3 3号		1 はい	1 1号 3 3号		1 はい	1 はい		
		2 いいえ	2 2号 4 適用除外	2 いいえ	2 2号 4 適用除外		2 いいえ	2 2号 4 適用除外		2 いいえ	2 いいえ		

法人に経営移譲した場合	(40) 法人等の名称											
	(41) 代表者氏名											
	(42) 主たる事務所の所在地											

権利の種類別	農地等の状況		農地等の処分状況				
	面積	面積	処分対象	権利の移転の面積	使用収益権の設定の面積	使用収益権の消滅の面積	
50 基準日現在の農地等	所有権に基づくもの(自作地)	(43) m <sup>2</sup>	後継者	(47) m <sup>2</sup>	(55) m <sup>2</sup>	(63) m <sup>2</sup>	
			第三者	(48) m <sup>2</sup>	(56) m <sup>2</sup>		
	使用収益権に基づくもの(小作地)	(44) m <sup>2</sup>	後継者	(49) m <sup>2</sup>	(57) m <sup>2</sup>		(64) m <sup>2</sup>
			第三者	(50) m <sup>2</sup>	(58) m <sup>2</sup>		
53 基準日後に取得又は返還を受けた農地等	所有権に基づくもの(自作地)	(45) m <sup>2</sup>	後継者	(51) m <sup>2</sup>	(59) m <sup>2</sup>	(65) m <sup>2</sup>	
			第三者	(52) m <sup>2</sup>	(60) m <sup>2</sup>		
	使用収益権に基づくもの(小作地)	(46) m <sup>2</sup>	後継者	(53) m <sup>2</sup>	(61) m <sup>2</sup>		(66) m <sup>2</sup>
			第三者	(54) m <sup>2</sup>	(62) m <sup>2</sup>		
面積(割合)			後継者	(67) m <sup>2</sup> ( % )			
			第三者	(68) m <sup>2</sup> ( % )			

54	基準日現在の農地所有適格法人に対する持分(株式)の有無	(69) 基準日現在の農地所有適格法人の構成員1人当たりの農地等面積	基準日後に取得した農地所有適格法人に対する持分(株式)の処分	譲渡した相手方	(70) 使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれていたか	(71) 自留地	旧法第43条農地等処分の相手方	(72) 土地収用法等により処分された農地等	(73) 土地収用法等により処分された農地等の計	特定農地等の面積
		m <sup>2</sup> ×	×	1 2 3	有 1 無 2	m <sup>2</sup> ×	1 2 3	有 1 無 2	m <sup>2</sup> ×	m <sup>2</sup>

(74) (14) 欄で夫婦合意の経営移譲をした請求者の場合 請求者自身の名義に基づく農地等の面積 m<sup>2</sup>

- ★ 農地等の処分についての添付書類のチェック
- ・(47) 欄～(62) 欄についての処分が確認できる書類の添付・・・□ (「添付資料一覧」の5、6、7、9の書類)
  - ・(63) 欄～(66) 欄についての返還が確認できる書類の添付・・・□ (「添付資料一覧」の8、又は契約期間満了の場合は契約時の6、9の書類)
  - ・法人持分が有の場合、「添付資料一覧」の10.18の添付・・・□
  - ・(72) 欄が有の場合、処分態様により「添付資料一覧」の11～15いずれかの書類の添付・・・□

★ 相手方別根拠法別処分面積等〔第三者移譲及び分割移譲の場合は必ず記入すること〕

C 面

請求者	氏名（フリガナ）	住所	農業者年金被保険者証の記号番号			
	（フリガナ）	都道府県 市区町村	記号	番号	番号	番号

第三者（個人）に処分（小作地等の使用収益権の消滅を除く）している場合	処分の相手方	根拠法		処分面積		農業への新規参入者の該当の有無 （該当する番号に○印）		
		処分の形式		農業経営基盤強化促進法	農地法			
91	(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転		②	m <sup>2</sup>	③	m <sup>2</sup>	1 該当する 2 該当しない
	譲受前の農地等面積	①	m <sup>2</sup>	(2) 使用収益権の設定	有償	④	m <sup>2</sup>	
				無償	⑥	m <sup>2</sup>	⑦	m <sup>2</sup>
92	(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転		②	m <sup>2</sup>	③	m <sup>2</sup>	1 該当する 2 該当しない
	譲受前の農地等面積	①	m <sup>2</sup>	(2) 使用収益権の設定	有償	④	m <sup>2</sup>	
				無償	⑥	m <sup>2</sup>	⑦	m <sup>2</sup>
93	(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転		②	m <sup>2</sup>	③	m <sup>2</sup>	1 該当する 2 該当しない
	譲受前の農地等面積	①	m <sup>2</sup>	(2) 使用収益権の設定	有償	④	m <sup>2</sup>	
				無償	⑥	m <sup>2</sup>	⑦	m <sup>2</sup>
94	(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転		②	m <sup>2</sup>	③	m <sup>2</sup>	1 該当する 2 該当しない
	譲受前の農地等面積	①	m <sup>2</sup>	(2) 使用収益権の設定	有償	④	m <sup>2</sup>	
				無償	⑥	m <sup>2</sup>	⑦	m <sup>2</sup>
95	(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転		②	m <sup>2</sup>	③	m <sup>2</sup>	1 該当する 2 該当しない
	譲受前の農地等面積	①	m <sup>2</sup>	(2) 使用収益権の設定	有償	④	m <sup>2</sup>	
				無償	⑥	m <sup>2</sup>	⑦	m <sup>2</sup>
96	(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転		②	m <sup>2</sup>	③	m <sup>2</sup>	1 該当する 2 該当しない
	譲受前の農地等面積	①	m <sup>2</sup>	(2) 使用収益権の設定	有償	④	m <sup>2</sup>	
				無償	⑥	m <sup>2</sup>	⑦	m <sup>2</sup>
97	(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転		②	m <sup>2</sup>	③	m <sup>2</sup>	1 該当する 2 該当しない
	譲受前の農地等面積	①	m <sup>2</sup>	(2) 使用収益権の設定	有償	④	m <sup>2</sup>	
				無償	⑥	m <sup>2</sup>	⑦	m <sup>2</sup>
98	(氏名)	(1) 所有権の移転及び使用収益権の移転		②	m <sup>2</sup>	③	m <sup>2</sup>	1 該当する 2 該当しない
	譲受前の農地等面積	①	m <sup>2</sup>	(2) 使用収益権の設定	有償	④	m <sup>2</sup>	
				無償	⑥	m <sup>2</sup>	⑦	m <sup>2</sup>
その他	99 農業者年金基金、農地中間管理機構その他政令で定める法人に対する処分、小作地等の使用収益権の消滅及び土地収用法等に該当する事業等のための処分に係る農地等の面積					①	m <sup>2</sup>	

(注) この調書は、第三者移譲及び分割移譲として裁定請求する場合に、農業委員会が必要事項を記入し、裁定請求書に添付して基金へ送付してください。

(75)

請求者	氏名(フリガナ)	住所	農業者年金被保険者証の記号番号	
	(フリガナ)	都道府県	市区町村	記号 番 号

(76) 耕作又は養畜の事業に従事していた証明書

(譲受後継者)

[ ] は、経営移譲終了日まで [ 通算 年 月間 ]  
[ 継続 年 月間 ]

(新規参入者)

[ ] は、最初に農地等を譲り受けた日まで [ 通算 年 月間 ]  
[ 継続 年 月間 ]

耕作又は養畜の事業に従事していたことを証明します。

平成・令和 年 月 日 役職名  
住所  
氏名

(77) 特定譲受者に経営移譲を行う場合に、後継者の場合は(25)欄(第三者の場合は(33)欄)の日における経営移譲の相手方の農地等の経営面積(経営移譲した面積を含む)が、30a以上50a未満※(注1)の場合の年間労働時間

作目別 年間作付 面積	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	年間労働時間 時間
	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	

記載例

水稻 ( 4500m <sup>2</sup> )
------------------------------

※年間労働時間の算出は記入方法を参照してください。

施設栽培のときは、作目を○で囲むこと。

[★農業委員会における審査確認欄]

(78) ★ 加算付年金請求の場合は、[被保険者相当者又は被保険者相当者となるのが確実な者であること]を下欄により確認してください。また、分割移譲の場合の第三者についても上記と同様に確認してください(後継者は(79)欄の審査を行ってください)。

◇ 経営移譲の相手方が、複数いる場合には、D面をコピーして一人毎に作成してください。

相手方(氏名)

は、処分対象農地等の最後の処分日当日において、

(「はい」、「いいえ」のどちらかに、○を付けてください。)

①	60歳未満である。	・はい	・いいえ
②	経営移譲年金の受給権者(若齢停止中の者)でない。	・はい	・いいえ
③	農業に常時従事している。	・はい	・いいえ
④	次の、ア～ウの該当するいずれかに、○印を付けてください。		

ア	農地処分日(複数回の処分日がある場合は各々の処分日)当日において国民年金の第1号被保険者である。	
イ	国民年金の第3号被保険者であった者で、農地等を最初に取得する日前1ヵ月以内に「農地等を譲り受けた後に被保険者相当者となることの申立書」が提出され、かつ、農地等の最初の取得日後14日以内に国年種別の変更を行っている。(国年1号となる日は農地等の最初の取得日)	
ウ	国民年金の適用除外(20歳未満)であり、農地等の最初の取得日前1ヵ月以内に「20歳到達した日に農業者年金の被保険者相当者となることの申立書」が提出されている。	

⑤ 最初(後継者の場合は最後)の農地等取得日当日における経営移譲を受けた農地等の面積と譲受前の農地等面積の合計が、(次のエ～カの該当するいずれかに、○印を付けてください)

エ	50a※(注2)以上の農地等について、耕作又は養畜の事業を行う者となる。	
オ	30a以上50a未満※(注1)の農地等について耕作又は養畜の事業を行い、かつ、一定の方法により算出された年間労働時間が700時間※(注3)以上の者となる。	
カ	農地所有適格法人の1人当たりの持分の面積と自己が経営している農地等の面積の合計が50a※(注2)を超える農地所有適格法人の常時従事者となる。	

⇒ オに該当した場合は、(77)欄を確認してください

⑥ 「はい」、「いいえ」のどちらかに、○を付けてください。

エ～カの農地等のすべてが特定農地等※(注4)である。	・いいえ	・はい
----------------------------	------	-----

※(注1)道南を除く北海道の区域内に住所を有する者にあつては1ha以上2ha未満、沖縄県の区域内に住所を有する者にあつては20a以上50a未満

(注2)道南を除く北海道の区域内に住所を有する者にあつては2ha

(注3)沖縄県の区域内に住所を有する者にあつては500時間

(注4)耕作又は養畜の目的以外の目的に供されることが見通される三大都市圏の特定市(平成22年4月1日現在のもの)にある生産緑地地区内の農地等以外の市街化区域内農地等をいう。

(79) ★分割移譲の場合の後継者の確認

後継者  は、どちらかに、○を付けてください。

① 農業に常時従事していますか。	・している	・していない
② 国民年金の2号被保険者ですか。	・はい	・いいえ
③ 障害の状況にありますか。	・はい	・いいえ

(80) [★小作地の使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれている場合の届出の提出と指導の状況]

「農地等配偶者返還届」(様式第55号)が、返還する日の1ヵ月前までの、平成・令和 年 月 日に農業委員会へ提出され、農業構造の改善に資するような処分の指導をした。

(81) ★国民年金資格との突合結果(注1)

請求者は農業者年金基金から送付された受給資格との不整合リストに該当していない。 ⇒ ・該当していない  
 どちらかに、○を付けてください。 ・該当している

不整合リストに該当している場合は、資格訂正届を平成・令和 年 月 日に基金へ提出している。  
 (注) 資格訂正届を提出した年月日を記載してください。

(注1) 国年資格との突合結果については、平成16年11月に基金から送付している、不整合リストを確認してください。  
 (該当者がいる場合のみリストを送付)

(82) [★審査確認欄]

当該経営移譲が適格であり、この届出書の記載及び確認内容は、事実と相違ないことを確認しました。  令和 年 月 日	★ 諸名義関係チェック欄(該当に○印) 経営移譲管理カードより転記(一致)すること。			
	該 当 諸 名 義	変 更 済	変 更 予 定	名 義 な し
	農業共済の加入名義	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	経営所得安定対策等 交付金の申請名義	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	農業所得納税 申告名義	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

★ 農業委員会において、審査確認年月日を記入してください。

後継者移譲の場合は3つの諸名義チェック欄すべてに○印を付けてください。

第三者への経営移譲の場合は農業共済の加入名義及び経営所得安定対策等交付金の申請名義のチェック欄に○印を付けてください。

名義を持たないものは、「名義なし」欄に○印を付けてください。

本人確認欄	経営移譲年金を受給するための事前指導を受け、かつ経営移譲年金の支給要件及び受給後の支給停止等の内容を理解した上で、上記のとおり請求します。  <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> <input style="width: 50px; height: 40px; border: 1px solid black;" type="checkbox"/>                 (請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)             </div>
-------	--

[別紙]

※経営移譲の相手方が複数となる場合に添付してください。

38	後継者に経営移譲した場合	(16) 氏名	(17) 生年月日	(18) 住所(請求者の住所(6)欄)と同一の場合は不要)			
			2 昭和 年 月 日				
			3 平成 年 月 日				
		(19) 性別	(20) 請求者との続柄	※続柄を確認できる書類の添付・・・□		(21) 農業従事年数・月数	(22) (9)欄の日の現在における国年種別
男 1	1 長男 2 長男以外の息子	4 養子 5 孫	7 その他	1 通算 年数・月数	1 1号 3 3号	㎡	
女 2	3 娘	6 直系卑属の配偶者		2 継続	2 2号 4 適用除外		
(24) 処分対象農地等の最初の処分年月日				(25) 処分対象農地等の最後の処分年月日			
		3 平成 年 月 日	4 令和 年 月 日				
39	特すて定る場譲合に記入当	(26) 農業に常時従事している	(27) (24)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の国年種別		(28) (25)欄(処分対象農地等の最後の処分)の日に農業経営者となっている		(29) 特定短期被用者年金被保険者である
		1 はい 2 いいえ	1 1号 3 3号 2 2号 4 適用除外	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	

44	第三者(個人)に経営移譲した場合	(30) 氏名	(31) 生年月日	(32) 住 所				
			2 昭和 年 月 日 3 平成 年 月 日					
(33) 処分対象農地等の最初の処分年月日				(34) 処分対象農地等の最後の処分年月日				
		3 平成 年 月 日	4 令和 年 月 日					
45	特すて定る場譲合に記入当	(35) 農業に常時従事している	(36) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の国年種別		(37) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日に農業経営者となっている		(38) 特定短期被用者年金被保険者である	(39) 農業所有適格法人の構成員等ですか
		1 はい 2 いいえ	1 1号 3 3号 2 2号 4 適用除外	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	

46	第三者(個人)に経営移譲した場合	(30) 氏名	(31) 生年月日	(32) 住 所				
			2 昭和 年 月 日 3 平成 年 月 日					
(33) 処分対象農地等の最初の処分年月日				(34) 処分対象農地等の最後の処分年月日				
		3 平成 年 月 日	4 令和 年 月 日					
47	特すて定る場譲合に記入当	(35) 農業に常時従事している	(36) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の国年種別		(37) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日に農業経営者となっている		(38) 特定短期被用者年金被保険者である	(39) 農業所有適格法人の構成員等ですか
		1 はい 2 いいえ	1 1号 3 3号 2 2号 4 適用除外	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	

48	第三者(個人)に経営移譲した場合	(30) 氏名	(31) 生年月日	(32) 住 所				
			2 昭和 年 月 日 3 平成 年 月 日					
(33) 処分対象農地等の最初の処分年月日				(34) 処分対象農地等の最後の処分年月日				
		3 平成 年 月 日	4 令和 年 月 日					
49	特すて定る場譲合に記入当	(35) 農業に常時従事している	(36) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日の国年種別		(37) (33)欄(処分対象農地等の最初の処分)の日に農業経営者となっている		(38) 特定短期被用者年金被保険者である	(39) 農業所有適格法人の構成員等ですか
		1 はい 2 いいえ	1 1号 3 3号 2 2号 4 適用除外	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	1 はい 2 いいえ	

法人に経営移譲した場合	(40) 法人等の名称	
	(41) 代表者氏名	
	(42) 主たる事務所の所在地	

添付書類一覧

〈この請求書に添えて提出しなければならない書類〉

提 示	1. 農業者年金被保険者証(基金へ送付する必要はありません)
共 通	2. 請求者の生年月日を明らかにすることができる戸籍の抄本等(運転免許証等のコピーでも可)
	3. 経営移譲管理カード(注1)
後継者移譲の場合	4. 請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の抄本等 (法人の持分を後継者に譲渡した場合を含む)
処分対象農地等の一般的な処分の場合	5. 農地法第3条又は第18条の許可申請書及び許可書の写(注2)
	6. 使用収益権の設定に関する相手方との契約書の写
	7. 農地等の所有権及び使用収益権の移転に関する相手方との契約書の写(農地法の許可を要するときで許可申請書又は許可書に権利移転の日の記載があるときは不要)
	8. 使用収益権の消滅に関する合意解約通知書、相手方との契約書又は返還通知書若しくは返還請求書の写(注3)
	9. 農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づく公告文及び利用集積計画(権利者すべての同意が得られていることの確認ができる各筆明細)の写。なお、その処分が対価の支払いを伴う所有権の移転であるときは、対価の支払期限までにその対価の支払いが行われていることの確認ができる領収書等の写
農地所有適格法人持分譲渡	10. 法人持分又は株式の譲渡に関する法人代表者の証明書(給付-1)
処分対象農地等の特殊な処分の場合	11. 土地収用法等により収用又は使用された者にあつては、当該裁決書の写
	12. 土地収用法等に該当する事業の用に供するために処分した者にあつては、その旨を明らかにする起業者の証明書(土地収用該当事業用地買取等証明書)(給付-11)
	13. 土地改良法等による換地処分により所有権又は使用収益権を譲渡した者にあつては、換地計画書(公告文及び計画書の当事者部分)又は不換地指定公告若しくは使用収益停止書の写
	14. 土地改良法等による交換分合により所有権又は使用収益権を譲渡した者にあつては、その旨の事業主体等の証明書又は公告された交換分合計画書(公告文及び計画書の当事者部分)の写
	15. 災害により滅失した農地等のある者にあつては、「農地等が災害を受けたことの確認書」(給付-12)
旧基金法第42条の2による経営移譲の場合	16. 旧基金法第42条の2による夫婦同時経営移譲の場合、特定経営移譲配偶者(注)については、「家族経営協定書」の写 (注)特定経営移譲配偶者とは、家族経営協定に基づいて加入した農地名義0a～30a未満(道南を除く北海道は2ha未満、沖縄県にあつては40a未満)の者をいう
その他	17. 譲受者が「被保険者相当者」に該当することが確実な者で、譲受前日において農業者年金の被保険者相当者でない場合は、最初の処分の日前1ヶ月以内のJA受付印のある「農地等を譲り受けた後に農業者年金の被保険者相当者となることの上立書」(給付-10の2) (適用除外者である場合は、「20歳に達した日に農業者年金の被保険者相当者となることの上立書」(給付-10の3))
	18. 農地所有適格法人の構成員等に経営移譲した場合は、「農地所有適格法人の構成員等であることの上立書」(給付-2)
	19. 特定短期被用者年金被保険者に経営移譲した場合は、「特定短期被用者年金被保険者であることの上立書」(様式第85号の2)
	20. 経営移譲者の世帯で請求者以外の世帯員が所有し、又は借入れをしている農地等がある場合は、その旨を明らかにする書類(「世帯員別農地等権利名義調査」)(給付-3)
	21. 旧農業者年金基金法施行規則別記様式第2号による医師又は歯科医師の診断書、規則別表に掲げる疾病又は負傷のとき(結核等)は、レントゲンフィルム
	22. 未裁定の未支給年金の請求にあつては、(1)農業者年金未支給経営移譲年金・農業者老齢年金支給請求書(様式第54号)、(2)死亡年月日、身分及び生計同一に関する証明書
	23. 三大都市圏における特定農地等の確認のため、資格取得時(平成8年4月1日以後はじめて取得した場合に限る。)及び経営移譲時の農地基本台帳等の写

(注1) 経営移譲管理カードは、農業委員会で保管し、基金へ送付しないこと

(注2) 旧農地法第73条の売り渡しに係る都道府県知事の許可書による事実確認は、農地法の規定による許可の日とされていたが、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)附則第6条第4項の規定において、この法律の施行前に売り渡された土地の取扱いについては、なお、従前の例によると規定されていることから、売り渡しに係る都道府県知事の許可書による事実確認についても従前の例によることとする

(注3) ①設定された賃貸借を合意により解約した場合は、農地法第18条第6項による通知書の写  
②農業経営基盤強化促進法により設定された利用権が契約期間満了で消滅した場合にあつては、同法第19条の規定に基づく契約時の公告文及び利用集積計画(各筆明細)の写